

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別添4（第3条関係） 主任無線従事者の監督の要素 法第39条第1項に規定する無線設備の操作の監督とは、次の要素を満足する行為をいう。</p> <p>1 臨場性 臨場性とは、無資格者（法第40条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であつて施行規則第32条の10で定めるものの操作については、法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者）以外の者をいう。以下同じ。）が行っている無線設備の操作の状況を適切に把握できる状態をいう。これは、「立会」に類する概念であるが、次の場合には、必ずしも主任無線従事者が無資格者に側従していることを要しない。 なお、船舶等に開設される無線局（施行規則第34条の2に規定する無線局（平成16年総務省告示第287号に規定する無線局を含む。）をいう。）については、遭難通信等への対応が必要となることから、主任無線従事者は、当該船舶等への乗船等を要する。</p> <p>(1) 無資格者が、<u>同一の構内に所在する主任無線従事者の監督を受けて無線局の無線設備を操作する場合</u></p> <p>(2) 無資格者が、<u>同一の構内に所在しない主任無線従事者の監督を受けて無線局（当該無線局の設置場所又は常置場所を含む一の構内に限って通信系を構成するものに限る。）の無線設備を操作する場合（(3)に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げる全ての要件を満たすとき。</u> ア <u>主任無線従事者との通信手段（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いるものに限る。）が確保されているものであつて、かつ、主任無線従事者が無線局の無線設備及びその操作の状況を的確に把握できるものであること</u> イ <u>無線局の無線設備の障害又はその操作に何らかの支障が生じた場合に、主任無線従事者が自動車等による通常の経路で原則として3時間以内に当該無線設備のある場所に到着し、速やかにその対応が確実にできるものであること</u></p> <p>(3) 無資格者が、無線設備のある場所に無線従事者を常駐させておこななくてもよい無線局として別添3に規定する要件を満足する無線局の無線設備を操作する場合であつて、主任無線従事者との通信手段が確保されているとき。</p> <p>2 指示可能性 指示可能性とは、無線設備の操作を行っている無資格者に対して、適時、適切な指示を行い得る状態をいう。指示可能性の確保に当たっては、<u>主任無線従事者が確実に指示を行うことが</u></p>	<p>別添4（第3条関係） [同左] [同左]</p> <p>1 臨場性 臨場性とは、無資格者が行っている無線設備の操作の状況を適切に把握できる状態をいう。これは、「立会」に類する概念であるが、次の場合には、必ずしも無資格者に側従していることを要しない。</p> <p>(1) 無資格者が、<u>一の構内で主任無線従事者の監督を受けて無線局の無線設備を操作する場合</u> [新設]</p> <p>(2) 無資格者が、無線設備のある場所に無線従事者を常駐させておこななくてもよい無線局として別添3に規定する要件を満足する無線局の無線設備を操作する場合であつて、主任無線従事者との通信手段が確保されているとき。<u>ただし、船舶等に開設される無線局（施行規則第34条の2に規定する無線局（平成16年総務省告示第287号に規定する無線局を含む。）をいう。）については、遭難通信等への対応が必要となることから、主任無線従事者は、当該船舶等への乗船等を要する。</u></p> <p>2 指示可能性 指示可能性とは、無線設備の操作を行っている無資格者に対して、適時、適切な指示を行い得る状態をいう。指示可能性の確保に当たっては、<u>資格者が確実に指示を行うことができる通</u></p>

できる通信手段によることもできる。設備の操作の監督とは、次の要素を満足する行為をいう。

[3 略]

信手段によることもできる。設備の操作の監督とは、次の要素を満足する行為をいう。

[3 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。